

## 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

このたびの熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

当健保組合では被災状況等にかんがみ、被災者世帯の健康保険被保険者及び被扶養者に係る一部負担金等に係る取扱いについて、災害救助法に則り被害状況に応じて下記のとおり対応いたします。別紙の適用地域をご参照いただき、該当される場合は、下記までご連絡ください。ご連絡いただいた内容に応じて手続きをご案内いたします。（国が指定する適用地域は随時更新されます）

### 【一部負担金の減免】

ア． 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね 3 分の 1 以上である損害（別表参照）

イ． その他アに類する財産上又は身体上の損害

上記ア又はイに該当する場合は、医療機関等窓口における一部負担金の減免を受けることができます。（市町村の証明を添付して健保組合へ申請が必要）

### 【保険証について】

マイナ保険証等の紛失により医療機関等に提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先電話番号
- ④ 勤務する事業所名

※マイナ保険証（マイナンバーカード）の再交付はお住いの市区町村窓口にて手続きをお願いします。

※健康保険資格確認書の再交付は事業所を通じて手続きをお願いいたします。

### 【ご連絡・お問い合わせ先】

大王製紙健康保険組合 総務課 TEL：0896-24-5055（担当：宮崎・徳増）

e-mail: eriko.miyazaki@daiogroup.com

eiji.tokumasu@daiogroup.com

以 上